

鹿児島県立短期大学 学生生活への支援について

(a) 心身の健康保持への支援

本学では学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生に配慮する組織として、学生部長のもと、保健室・学生相談室を設けている。また、学生委員会と学生課の主催で、学生の健康な心身保持のために、講演会も開催されている。

保健室と学生相談室は連携して相互の情報交換を行い、必要に応じて学生部や学生部長に報告している。保健室は、学生および教職員に対する健康診断、保健指導、相談（心の病を含む。）などの健康保持・増進業務を担っている。保健室には、現在、昼間勤務の教務補助員（養護教諭資格）が配置されている。勤務時間は9時30分から12時および13時から17時である。

年間を通じての定期的な業務としては、学生課と共に例年4月に定期健康診断を実施し、学生個人の健康をチェックしている。要検査、定期管理が必要な学生が出た場合には、学外の診療所や病院を紹介したりして対処している。また、月に2回、校医（現在は心療内科医）による健康相談を開催し、希望者については、診察や指導を行っている。

日常の業務としては、上記健康診断の事後処理および健康相談、身体測定、怪我や病気の応急手当や静養といったことがある。大学や学生自治会の行事には、不測の事態に備え、救急箱を貸し出したり、救護体制を敷いたりしている。精密な検査が必要と見られる場合は、病院などを紹介するとともに、保護者などへの連絡も行っている。

学生・教職員の保健室使用状況については、保健室担当職員が個人情報をはずした形で概要を保健室利用日誌に記入し、学生部長、学生課に報告している。また、上記の学生を対象とした講演会の講師は、現在保健室勤務の職員が務めている。

学生相談室は、学生の精神衛生、健康、学業、経済、就職、家庭、人生などに関する個人相談に応じ、助言・指導を行うことを業務としている。学生相談は、学生相談室もしくは心理学研究室で実施され、事務は学生課が所管している。現在、室長は、心理学指導教員が務めている。室長は、常置の相談員の役を務めると共に、保健室で受けた心身の健康相談の報告を受け、承認や指示を与えるという役割も担っている。

相談を希望する学生は、所定の場所に常置してある相談申込書に必要事項を記入して、相談ポストに投函することになっている。常置の相談員である室長が他の教職員が対応した方が適当と判断する場合は、学長の委嘱によって、相談事案への専門の教職員が相談員となり、相談申し込みの学生と面接し、助言・指導を行うことになっている。

学生相談室長は、年に2回（前期・後期）、学生相談室での相談状況を、月ごとの延べ人数と「学業」「対人関係」など抽象化した相談内容の形で学生部長に報告している。

相談件数は年によって変動はあるが延べ数で年間30件から60件の相談を受けている。

留年は、本学では学年制を強く取っていないために、卒業年次の遅れ（卒業延期）という形で現れる。

留年者や成績不振者の指導は、基本的にゼミ担当教員などその学生の指導教員が当たっている。学科・専攻で話題になって、支援方法が議論され、学科長や教務委員・学生委員が助言することもある。本人が希望すれば、学生相談室長が対応することもあるが、本人からの希望はそれ程多くなく、指導教員などの助言で学生相談室を利用することが殆どである。第二部の場合、教務課の第二部専門員が当たることもある。

アカデミック・ハラスメントの予防および紛争解決のために、教授会はこのことに関する規程を定め、学長直属の機関として人権委員会を設置している。人権委員会は、教授会で選出された男女2人ずつの委員で構成される。委員会は、予防のための啓発を行う一方、学生等のために相談窓口を設置している。学生等からの相談・苦情は人権委員が受け付ける。相談・苦情が寄せられた場合、人権委員会は直ちに相談員を決定する。その相談員の1人は、相談・苦情を提起した者と同性の人権委員、他の1人は人権委員会が委嘱する女性カウンセラーとなっている。その他の人権問題、特に学生間の問題については、学生相談室の相談ポストや人権委員会の相談窓口に寄せられる可能性があるが、こちらは必要があれば学生委員会を経て教授会で審議されることになる。アカデミック・ハラスメント関係規程や学生相談ポストなどは『学生便覧』に記載し、入学時のオリエンテーションで説明して、周知を図っている。アカデミック・ハラスメントについては、ポスター・パンフレットも作成して、注意を喚起している。

本学では学生自治会が年に2回総会を行い、学生の大学に対する要望をまとめてきた。それらの要望は学生課を通して教授会との窓口である二者連絡協議会で協議され、教授会に伝えられていた。二者連絡協議会は教授会側と学生自治会側と同数の委員を以て構成し、大学の自治の原則に基づき対等な立場で意見を交換する場である。二者連絡協議会についての規程は学生自治会と協議の上、制定し、『学生便覧』に掲載されている。

(b) 進路選択支援

学生の進路選択に関わる支援は、学生委員会と学生課が連携して行っている。

学生委員会は、学生の進路支援の方法を検討する他、企業への学校推薦選考、推薦編入学の選考にも当たり、学生の進路状況を各学科に報告する任務も負っている。各学科に伝えられた学生の進路状況は、指導教員が把握して、学生を支援することになっている。

学生課は、学生の進路状況を常時把握して、新たな支援方法を学生委員会に提案するほか、同課職員は学内推薦選考部会員も務め、マナー指導、面接指導・履歴書添削・個別面談などの具体的指導にも当たっている。

学生相談室には、学生の進路選択に資するため、企業から寄せられたパンフレット、『鹿児島県企業年鑑』や公務員・教員採用試験関係の資料、四年制大学への編入学に関する資料、専門学校を受験資料などが置かれていて、学生によく利用されている。

授業以外の第一部の学生への就職支援のスケジュールは、ほぼ次のようになっている。

表 就職支援のスケジュール

時期	説明会・模擬試験等	備考	
1年次 (第二部2年次)	7月	キャリアデザイン(第1期)	働く先輩から職場体験を聞く
	8～9月	企業研修	県内企業での職場体験(インターンシップ)
	9月	キャリアデザイン(第2期)	企業で活躍中の社会人から働く意義を学ぶ
	11月	公務員・教員受験説明会	
		四年制大学編入学受験説明会	
		就職活動説明会	先輩からのアドバイス
	12月	就職ナビ登録セミナー	web求人情報の活用を学ぶ
		キャリアデザイン(第3期)	企業の採用担当者から業界の仕事を学ぶ
	2月	キャリアデザイン(第4期)	就職活動の具体的なノウハウを学ぶ
		第二部学生就職セミナー	就職活動の具体的なノウハウを学ぶ
		進路状況保護者説明会	
		学内企業ガイダンス	様々な企業の採用担当者から詳しく話を聞く
一般常識・SPI対策模試			
就活メーカーキャップ講座			
2～3月	学生課の「出前指導」	ゼミ単位で、自己PRのまとめ方を学ぶ	
2年次 (第二部3年次)	4月	公務員・教員試験模試(第1回)	
		履歴書作成・面接対策セミナー	
		SPI対策模試(第2回)	
		就職活動個別面談(第1回)	進路選択・就職活動の指導・助言
	5月	公務員・教員試験模試(第2回)	
	7月	就職活動個別面談(第2回)	未内定者への指導・助言
		公務員試験模試(第3回)	
	9月	就職活動個別面談(第3回)	未内定者への指導・助言
	11月	就職活動個別面談(第4回)	未内定者への指導・助言
	1月	ビジネスマナー講座	専門講師から電話応対マナーを学ぶ
就職活動個別面談(第5回)		未内定者への指導・助言	

これらの説明会、模擬試験以外に、2年次の4月から(場合によっては1年次2、3月から)、学生課職員による、マナー指導(お辞儀や挨拶の指導)、面接指導(模擬面接を通じて態度や言葉遣いを指導)、履歴書添削など、就職試験、編入学試験に必要な基本的な指導を、学生の申し込みに応じて随時行っている。また、ゼミの指導教員も随時学生からの相談に応じている。

学生は、学生課や指導教員の支援を受けながら、就職試験に臨んで行く。

第二部は社会人のキャリア・アップの機関として長く機能して来ていたが、近年は社会人の割合が激減し、第一部と同じく高校新卒者の入学が8割を超えるようになった。昼間働いている者も、期限付きの職やアルバイトの学生が目立つようになった。このため、商経学科に第二部の就職対策の教員を配置し、学生課職員が週に1回は19時半まで残って指導時間を確保し、できる限り第一部と同様の支援体制を整えるようにしている。

本学作成の『就職のしおり』は、準備編、活動編、資料編の三つの編からなり、最新の情報を盛り込んだ進路案内書となっている。

編入学希望の学生への支援は、前記公務員・教員受験説明会に次いで、学生課で実績等を中心にした説明会を開催している。その後は、指導教員が主に進路支援に当たっている。試験前になると、学生課が希望に応じて一般的な面接指導を行っている。

就職・編入等の進路データは、毎月学生課で、「求人件数および求人数」・「専攻別就職先等」・「地区別就職先」・「その他進学等の内訳」の4項に整理され、学生委員会や教授会に報告されている。

(c) 経済的支援

奨学金制度としては、日本学生支援機構によるものの他、公益法人等によるもの、県内の市町村によるものなどがある。本学独自の奨学金制度は設定されていない。奨学金制度については、『学生便覧』に記載している他、4月に特に日本学生支援機構の奨学金について学生課が説明会を開いて、学生への周知を図っている。奨学生の推薦選考は、学生委員会で行っている。現在のところ、奨学金の貸与を希望する学生のほぼ全員が推薦されている。

本学独自の経済的支援として、県の授業料徴収条例に基づく授業料減免の制度がある。この制度は、生活保護法に規定する被保護世帯に属する者、経済的理由により授業料の納入が著しく困難である者、天災その他不慮の災害を受け、授業料の納入が著しく困難になった者の授業料を減免する制度である。この授業料減免の制度については、入学式後のオリエンテーションで学生に対して学生課が説明を行っている。そして、授業料の減免を希望する学生は前期については4月15日までに、後期については10月15日までに申請することになっている。減免は、要綱によって、生活保護法第10条に規定する保護世帯、学資支弁者の住民税が非課税である世帯、均等割である世帯が対象となっている。なお、授業料減免は、私費外国人留学生も対象としている。授業料減免者の決定も、授業料減免選考委員会で慎重に審議して行われる。

学生と教職員が出資・運営する自主的相互組織の生活協同組合が大学会館内に売店と食堂を設けている。これは、学生生活に必要なものを市販より廉価に供給しようと設立されたもので、別組織ではあるが、学生への福利厚生、経済的支援の一環と位置づけている。

学生の多くがアルバイトを行っているが、本学に寄せられたアルバイトの情報は、学生課が「アルバイト受付簿」に記載して、学生に縦覧させている。